

平成19年第1回訓子府町議会定例会会議録

議事日程(第3日目)

平成19年3月8日(木曜日)

午前10時00分開議

第27 一般質問

出席議員（13名）

1番	田中	與士信	君	2番	安藤	義昭	君
3番	渡邊	守彦	君	4番	山本	朝英	君
5番	松浦	啓博	君	6番	大坪	勝廣	君
7番	柴田	喜八	君	8番	小坂	正利	君
9番	上原	豊茂	君	10番	高橋	徳男	君
11番	佐藤	静基	君	12番	小林	一甫	君
14番	橋本	憲治	君				

欠席議員（1名）

13番 渡邊 易右工門 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町	長	深	見	定	雄	君	
総務課	長	山	田	日	出	夫	君
企画財政課	長	佐	藤	正	好	君	
町民課	長	山	川	栄	二	君	
福祉保健課	長	佐	藤	純	一	君	
福祉保健課業務監		三	好	寿	一	郎	君
農林商工課	長	山	内	啓	伸	君	
建設課	長	竹	村	治	実	君	
水道課	長	竹	村	治	実	君	
施設車両課	長	小	田	藤	夫	君	
教育	長	小	野		茂	君	
管理課	長	平	塚	晴	康	君	
社会教育課	長	佐	藤	明	美	君	
給食センター所長		石	森		修	君	
社会教育課業務監		上	野	敏	夫	君	
教育委員	長	白	崎	隆	誠	君	
農業委員会	長	鳥	山	勝	見	君	
監査委員		四	十	物	義	雄	君
農業委員会事務局	長	菅	野		宏	君	

職務のため出席した事務局職員

議会事務局	長	小	野	良	次	君
議会事務局	係長	今	田	和	則	君

開議の宣告

議長（柴田喜八君） 皆さん、おはようございます。

それでは定刻になりました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の出欠報告をいたします。本日は、13名の議員が出席であります。

また、田古選挙管理委員長から欠席の報告がありました。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

なお、今日も会場の温度が上がるのが予想されますので、議員、説明員の皆さん、暑い方は上着を脱ぐことを許可いたします。

一般質問

議長（柴田喜八君） 日程第27、一般質問を行います。

質問は通告書の順序により発言を許します。

なお、質問は答弁を含めて、議会運営委員会から答申された時間に制限いたしますから、簡潔に質問、答弁されますように希望いたします。

それでは、一般質問の発言を許可いたします。

9番、上原豊茂君。

9番（上原豊茂君） それでは通告に従いまして、私の一般質問を行いたいと思います。

まず1点目、外圧による訓子府農業への影響と対策についてであります。

近年WTO、FTA、EPAによる国際貿易が促進し、企業を中心として、日本経済が支えられてきたという現実にあると思います。

現在、日本、オーストラリア、EPA協議が開始されようとしていますが、農家にとって品目横断的経営安定対策による打撃に加えて、オーストラリアとのFTAが合意されると農家経営の崩壊が免れないとされているところであります。

農業を基幹産業とする訓子府町において、このことは地域崩壊をも意味すると思っております。日本、オーストラリアの経済連携協定が実施された場合、北海道として1兆4,000億円の損失が出るとの資産されております。また、9万人が失職するというふうに発表されているところであります。

このような状況の中で、当町における影響がどの程度あるのか、またその対策をどう考えているのか、伺いたいと思います。

1点目として、日本、オーストラリア経済連携協定、自由貿易協定が実施された場合、訓子府農業への影響をどの程度考えているのか。

2点目は、自治体財政への影響がどの程度予測されているのか。

3点目として、これらに対する町の対応についてどう考えておられるのか、お伺いをしたいと思います。

議長（柴田喜八君） 町長。

町長（深見定雄君） お答えをいたします。

日豪EPA交渉が、重要品目について除外措置がなされないまま合意に至った場合の本町における影響と対策についてお答えいたします。

1点目の「訓子府農業への影響について」のお尋ねですが、北海道における農業生産への影響額は、4,456億円であり、関連産業、地域経済を含めると議員ご指摘のとおり1兆3,716億円になると試算されており、道の試算の前提条件をそのまま本町に当てはめると、42億6,000万円となります。

内訳といたしましては、生産中止に追い込まれる小麦が9億3,000万円、てん菜が13億2,000万円、肉牛が2億2,000万円であり、飲用向け以外は生産中止となる酪農で17億9,000万円になり、これは本町農業生産額の37%にあたり、影響は極めて大きいと認識しております。

2点目の「自治体財政への影響予測について」のお尋ねですが、現時点では具体的な数字はお示しできませんが、1点目の農業生産への直接の影響に加え、関連産業、また地域経済への波及を考えると、税収の減少や人口の流出等、大きな影響を受けるものと考えておりますのでご理解願いたいと思います。

3点目の「町としての対応について」のお尋ねですが、EPAにつきましては、農業を基幹とする地域全体の問題であり、全道並びに管内市町村、農業団体及び消費者団体などと連携し、重要品目の除外を前提とした交渉について、要望活動を引き続き進めてまいりたいと考えておりますのでご理解を賜りたいと存じます。

議長（柴田喜八君） 上原豊茂君。

9番（上原豊茂君） 今、答えの中で37%に及ぶ農業生産の影響があるのだというふうに数値を出されております。これは極めて大きな影響でありまして、これらをもとにして、訓子府農業が継続されていくというふうに考えておられるのかどうか。例えば、これらの影響があった場合、どの程度の農家戸数の減少を見込んでいるのか、その辺についての考えをお示しいただきたい。

議長（柴田喜八君） 農林商工課長。

農林商工課長（山内啓伸君） 現対策のまま、日豪の自由化がなされた場合、確かに37%と言いましたけども、これについては前提はあくまでも道の前提で、極めて乱暴と言えば乱暴。小麦がなくなる、てん菜がなくなる、あとそのほかの畑総農家が影響ないというような試算ですから、そしたら輪作体系がどうなのですかと、そこら辺の考慮は全く入れてないと。そうした中で、37%の影響があると本町で試算されている。これはおそらくこのまま出てきたら本町の農業というのは、このまま継続していくということはほぼ不可能に近いと、こんなふうに認識しております。加えまして、農家戸数の減少なのですが、この制度が導入されて影響を受ける農家というのは試算してみましたが、約240戸になるのかなと。これはうちの全農家の70%に当たります。これが全部経営できなくなるかどうかというのは別にいたしまして、70%程度の農家に影響を与えるということで、このEPAがこのまま導入されるということになりますと、うちの町は農業だけではなくて、町としても、これは北海道全体の問題ですけども、成り立っていかないというような認識を持っております。

議長（柴田喜八君） 上原豊茂君。

9番（上原豊茂君） 例えば、今道の試算を前提にした影響という形でお答えをいただいておりますけれども、例えばこれもうちょっと突っ込んでいって、訓子府農業が例えばこの制度がどの程度に収まった場合に現状維持、また訓子府農業、地域としての崩壊を免

れるというふうにとらえていらっしゃるのか、もしその辺の資産があれば教えていただきたいと思います。

議長（柴田喜八君） 農林商工課長。

農林商工課長（山内啓伸君） 完全に無税ということになったら、これだけ影響が出てくる。ただ、試算によったら、例えば50%の関税率でどうなるか、そこら辺もかなり壊滅的な打撃を受けるだろうという試算は出ています。ただ、実際10%取ったらどうだとか、そこら辺の試算は現段階ではしていません。

議長（柴田喜八君） 上原豊茂君。

9番（上原豊茂君） 今、私が申し上げました「どの程度だったら地域として、また地域農業として生き残れるのか」ということについては極めて難しいことだと思っておりますけれども、しかしながら、この件についてしっかり我々が認識していかないと、こういう政策に対しての対応と言いますか、我々の姿勢を表すことができなくなるのではないかとというふうに思うわけでありまして。そういう意味では、今後に向けてどうあるべきなのかと。「最悪でもここまで」という部分というのを試算していただければというふうに考えているところであります。

また、2点目の自治体財政の影響予測の関係でありますけれども、現実には非常に数値で示すのは難しいと。しかし、影響は大きいのだという認識を示されました。先ほどの回答の中で、自治体の影響、崩壊と地域も成り立たないというような表現があったかと思っておりますけれども、まさにそういう状況が生まれるだろうと思えます。大体この農産物関税撤廃された場合に、オーストラリアの農産物輸出で2020年の試算ということでありましてけれども、オーストラリアとしては1兆円の恩恵が出るということでありまして。当然、そういう意味では、オーストラリアとしてはこれを強く求めてくるものというふうに想定するわけでありましてけれども、この農業を基幹産業とする当町において、農業崩壊ということはまさに地域崩壊ということであるというふうに、これは今の答えからして、共通認識かなというふうに思っているところであります。そういう意味では、この問題は農業として考えるのではなくして、自治体としてどうあるべきかという考え方を持たなければならぬだろうというふうに思いますが、この辺についてどうお考えになっているのかお聞かせをいただきたい。

議長（柴田喜八君） 町長。

町長（深見定雄君） 日本とオーストラリアのこのFTAの関係でございますけれども、わが国に対して本格的交渉に入ることを強く今求めているわけですが、これによって関税が撤廃されることになれば、これは本町のみならず本道の重要農産物である、米、小麦、牛肉、それから砂糖などの輸入が急増いたしまして、これは壊滅的な打撃を受けると。本道にとっても、本町にとっても、やはり同じだと思います。そういうようなことになるわけですが、果たしてそれを受け入れることがいいのかというと、これはとんでもない話であると同時に、もっと大きな視点で考えた場合に、今の世界の人口が64億人ですけれども、2050年ぐらいになりますと世界の人口64億人から93億人まで膨れ上がるというふうに推計されております。今輸入がそういうふうになっても、世界の人口が2050年にそこまで増えたとした場合に、果たしてその時点で日本に食料が入ってくるようなことになるのかという大きな問題をまた裏に抱えているわけです。したがっ

て、私はとんでもないと、やはり北海道は日本の食料基地としての役割を担っている現状を、さらにやはり農家の皆さんが自信を持って農業に取り組んでいけるような環境構築。これは私は国益だというふうに思っております。農家の利益よりも、国益という観点でしっかり今の北海道の農業のみならず、本町の農業も支えていかなければならない重要なことだというふうに認識をいたしておりますので、こうした問題については、このまま私は認めるわけには絶対いかないと。そのように認識をしておりますので、農協をはじめ、農業関係の皆様方ももしっかり連携を持ちながら、厳しく国に対しても物を言っていかなければならない、そういう時代を迎えているというふうに認識しております。

議長（柴田喜八君） 上原豊茂君。

9番（上原豊茂君） このオーストラリアとの関係で言いますと、大体この地域、十勝、網走の平均的と言いますか、多少数字は小さくなるかもしれませんが、経営規模の違いというのは200倍というふうに算出できるわけでありまして。この重要品目の輸入総額については、10数%という試算が出ております。

また、そういう金額、金の問題だけでなくして、経済的な問題でなくして、この輸入が進むということが、国民の健康問題に及ぶという提案も東大の教授がされております。それは当然、日本が製造業、サービス業として国をなしていくということになれば、その段階で排出される窒素量というのが出てくる。さらに、食料として輸入される窒素量、いわゆる倍になるといいうい方をしております。この窒素の供給が、供給をはるかに超過することになると、そこからブルーベビー症ですとか、消化器系ガン、糖尿病、アトピー等々の影響が出てくるというふうに言われております。

当然、さっき町長が言われておりましたように、環境の問題も含めて、この問題についてしっかりと取り組んでいくという姿勢が必要かと思えます。

先般、十勝においては、農業関係者だけでなくして、他産業からの参加も得た広域行動が行われたという発表がありました。また近隣では、津別町で単独でこの政策に対する対応という反対のアピール運動があったというふうに報道されております。そういう意味からしても、ぜひこれは自治体として、自治体への影響、またそこに住む人たち個々への影響も考えますと、農業という産業に関わる人間だけでなくして、幅広い全体の問題として、この問題に対するアピールをする、そういう対策をとるべきだというふうに考えておりますけれども、その辺についての考えはいかがでしょうか。

議長（柴田喜八君） 農林商工課長。

農林商工課長（山内啓伸君） 確かに、農業者だけではなくて、消費者にもかなり影響があるといのはそのとおりだと思います。

それで、今度予定なのですが、3月24日土曜日になりますけれども、北見市、訓子府町、置戸町、それとJAきたみらい、JAところ、それに加えまして、北見消費者協会、あるいは北見商工会議所、これが主催となりまして、北見市になりますけど芸術文化ホールの前の広場で、この阻止集会というのをちょっと開催する予定でおります。わが町におきまして、先日お願いしましたところ、訓子府町の商工会も後援していただけるという心強い言葉もいただきましたので、そこで一応きたみらい地区として、北見地区としてアピールをしていきたいというふうに考えております。

議長（柴田喜八君） 上原豊茂君。

9番(上原豊茂君) 当然、このような取り組みが進められることを望んでいるわけ
ありますし、そのことによって食料に対する意識、農業の存在感も含めて、訓子府町の将
来のあるべき姿というものも見えてくるのではないかと考えているところであ
ります。この今のお示しされた集会に対して、どの程度訓子府からの人員集めを考えてい
るのか、その辺をお聞かせいただいて、この問題についての質問を終わりたいと思います。

議長(柴田喜八君) 農林商工課長。

農林商工課長(山内啓伸君) まだ取りまとめをしている段階ではございませんけども、
全体で1,000名から1,500名ということを目標にしていますので、本町から20
0名以上は集めたいなというふうには思っております。

議長(柴田喜八君) 上原豊茂君。

9番(上原豊茂君) 前段の問題については、ぜひ先ほど申し上げましたように、町全
体としての取り組み意識、高揚が図られることを期待しているところであります。

それでは、次の質問に入りたいと思います。

障がい者同居家庭及び高齢者介護家庭へのサポート対策についてであります。

社会福祉についての国の負担軽減を目指す政策を打ち出したところでありますけれども、
障がい者は地域で自立を目指し、高齢者介護は家庭で面倒を見なさいということで進めら
れているというふうに思っているところであります。このような状況の中で、障がいを持
つ人、介護を受ける人に対しては様々な議論がされております。しかし、この状況を支え
る家族に対して、多くの課題があるにも関わらず、その課題対策についての議論は必ずし
も多くはないというふうに認識しているところであります。

今回の制度改正等によって、経済的負担が増加されたということも皆さんご承知であ
りますけれども、そればかりでなくして精神的負担というのが我々には計り知れないものと
感じるところであります。個人によっては、そういう状況に置かれて、ストレスが限界に
近いという感じを受ける場合もあります。これらの点を考えてみますと、この対策が早急
に必要なのではないかというふうに感じているところであります。

そういう観点から、これらの対策に付いての現状の把握がどうなっているのか、また行
政としての対応がどうなされているのか、この制度改正等による地域での生活を可能とす
る施策について、どのように対応しようとしているのか、その辺についてのお考えを聞か
せていただきたいと思っております。

議長(柴田喜八君) 町長。

町長(深見定雄君) 障がい者同居家庭及び高齢者介護家庭へのサポート対策について、
お尋ねがありましたのでお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、この数年の介護保険法の改正や障害者自立支援法制定などをはじ
めとする制度の変化によって、支援を必要とする高齢者や障害者、さらにはサービスの変
化によって、その家庭に対しても経済的、精神的な負担感が増してきているものと思いま
す。

また、家庭で介護を担っている方々には、大変なご苦労があるものと考えているところ
でございます。

これらの制度改正は、介護保険制度にあっては、要介護状態の軽減、また効果的な介護
予防システムへの転換や一人暮らし高齢者、認知症高齢者の増加に対応するための新たな

サービス体系の確立を目指すものであり、障害者施策にあたっては、障害者がその人に適したサービスを利用しながら、地域社会で自立した生活を営めるよう将来にわたって支援をしていこうとするものであります。

しかしながら、利用者負担の見直しやサービスの変化などにより経済的な負担感が増しているものと思われ、家族の精神的な負担も増えているものと思われ。

1点目の「現状の把握と実態について」とのお尋ねですが、個別の実態の把握は行っておりませんが、民生委員の皆様の協力や日常の保健師の活動、それから福祉窓口での随時の相談を受けながら対応させていただいております。

また、本町の「高齢者保健福祉計画」、それから「障害者計画」の策定にあたり、障害のある方や介護を受けている高齢者などのアンケート調査を行っており、その結果を見ますと「介護を行う上で困っていることはない」と回答した人が26%おりましたが、「介護疲れ、ストレスがたまる」とお答えした人も19%おまして、こうした人たちへの支援は欠くことができないものと考えております。

次に、「行政としての対応状況について」とのお尋ねですが、このような状況に対応するため、介護を必要とする高齢者や障害のある方を対象とした、各種福祉施策の充実に努めてきたところでありますが、十分でない点は今後も皆様のご意見を伺いながら、さらなる充実を図っていく必要があると考えているところでございます。

次に、「地域での生活を可能とする施策について」とのお尋ねですが、高齢者にあっては、住み慣れた地域で生活の継続を可能にしていく必要がありますし、障害のある方につきましても、地域社会で自立した生活を営めるようにしていくことが大事であり、これらの制度の理念でもあります。

こうしたことから、現在進められております福祉施策の一層の充実と、昨年10月に設置いたしました地域包括支援センターにおきましても、地域全体で高齢者やその家族を支える地域ケアを総合的に調整・推進することとしており、今後協力員となっただいてはいる民生委員の皆様や、関係機関、団体との連携を密にして、その体制づくりに努めていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（柴田喜八君） 上原豊茂君。

9番（上原豊茂君） まず、1点目の現状把握の実態の関係においては、民生委員ですとか、窓口対応、また介護士や保健師等の訪問によって対応しているのだということであり。

しかし、たまたまいろんな立場の人たちとお会いして、その人たちの声を聞くと、その状況は個々に違うわけでありませけれども、自分の置かれている状態をストレートに話すことができませんということをお聞きします。これはそれぞれが自分の身内を看ている、介護している。また、保護者としての対応をしているという中では、自分の責任だという認識が強いからだというふうにお聞きしますけれども、しかし、そういう状況の中でも、私の時間が全く皆無だと。その介護している人、また障害を持つ人の対応に対して、その状況に応じて自分の時間をそこに全部当てはめていくのだと、私の気の許す時間がないのだという訴えを何人か耳にしました。そういう状況の中で、大切なのはすべてそれを取り除くことができるわけもないというふうにお聞きしますけれども、少なくともその人たちの心のケアと言いますか、同じようにがんばっている人、そして、またそういう状況に

あるのだということを受け止めてくれる状況、相手、そういう場面を作り出すことが今求められているというふうに私は認識しております。

国は、先ほど町長の答弁にもありましたように、様々な福祉制度の改正。まさに国の財政を立て直すための歳出削減ということが目的でありますから、できるだけそれぞれの家庭の中で処理してほしいというのが本音だというふうに思います。それが、かつて目指していたこの制度を改正される前に、それぞれが自立できる場所をきちっと行政の中で確保していくのだという方向から大きく方向転換されたわけですから、少なくともそれらの人たちが感じている様々な問題に対して対応できる必要性があるのかなのかと状況把握をするということがまず第1だと思うのです。

昨今、個人情報保護法なるものですべてがくくられて、そういう状況をこちらから問うと、またその連携を図るということがしづらくなった。むしろ、そういうことをされていないというふうに思うわけですが、このことについてはぜひそういうくくりを少し解消して、この町に住んでいる、様々な問題を抱えている、ストレスを感じている人たち、そういう人たちの横の連絡を取れるような体制づくりが必要でないかと。そのために、この状況把握が何らかの形でできないのか、その辺について考えがあればお聞かせいただきたい。

議長（柴田喜八君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） ただいまのご質問でございますけれども、確かにそういうふうに家庭で介護されている方、自分の時間を持ってないとか、そういう実態があるのだらうということは、十分に認識をしておりますし、またはそれらに対する対応というものの行政として支援をしていくということが必要なのかなというふうには感じてはおります。ただ、今議員おっしゃられたように、その個人情報保護法の関係等々もございまして、なかなかそれらの情報を外部に出すことは難しいということもございまして、その情報を収集するというのも、こちらから出かけて行ってというのもなかなか難しい場面も見受けられるところでありまして、町長のお答えの中でも申し上げましたけれども、計画策定にあたってのアンケート調査とか、そういうことでの実態を把握しまして、それを計画に反映をさせていくというような形でとらさせていただきますので、ご理解をいただきたいと思います。

議長（柴田喜八君） 上原豊茂君。

9番（上原豊茂君） 確かに、アンケートなるものですべてを片付けるという一つの手法はわかりますけれども、しかし、こういう問題、心の問題というのは、自らもすべてを自分の心を開いて相手と向かわないと、当然相手も心を開かないというふうに思うわけがあります。そういう意味では、民生委員という立場はまさにそういう職責なのかなという感じはしておりますけれども、これまた非常に難しい人間関係があろうかと思えます。多忙の中で、こういう公職されているわけですから、なかなか自分の思いと現実とは結びつかないということもあるかと思えます。しかし、実際にそういう悩みを持った人たちがいるわけでありまして、ましてや介護の関係、老人高齢者介護の関係で言いますと、老老介護というのが相当多くなっているというふうに思えます。そういう人たちと会うと「もう疲れたよ」という言葉を聞きます。この「疲れたよ」という言葉が、さらに進んでいくと何が起こるかわからないということをお心配するわけがあります。そういう意味から

しますと、これは今個人情報保護法なるものでくくっている部分を先ほど申し上げましたように、何らかの形でそこから脱却して、この対策に向かわないと悲劇が起きるのではないかというふうに思います。

また、同じ状況に置かれている人たちが、短時間でも集まることによって、いろんな会話をすることによってそれぞれの思いの情報交換。また、そこからいろんな知恵が生まれてきて、行政への提案というところにもつながってくるのではないかと思うわけでありませう。そういう意味では、本当の町づくりに向けて、それぞれの立場の声を拾い上げると、吸い上げるところからすると、どういう状況にあるのか、そして、その人たちがどういう連携に取れるのかということに対する踏み出しをする必要があると思いますけども、これはやはり難しいという判断で終わるのでしょうか。

議長（柴田喜八君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） そういう実態に対して法の縛りとか、そういう部分で我々としてと言うか、行政として難しいというそういう状況はあっても、それだけで終わらすというような意味合いでは考えてございません。もちろん、いろいろな法の縛りがありますから、できること、できないことがございますけれども、例えば今言われております個人情報保護法にしても、法を逸脱しない形での何らかの方法とれる場面もありますし、例えば民生委員の中では、それぞれ地域内の情報を持っているということもございますので、そういう情報なども活用しながら、その施策を進めていくということも十分に可能ですし、現実にそういうこともやっております。

それから、また同じ状況の人が集まれるような場所、議員が言われているようなことがあれば実際本当に効果的でしょうし、本音で悩みを語り合えとか、そういう場面をつくり出していくことは、本当に必要なのかなというふうにも考えます。

実際、その訓子府町の中にも、そういう例えば障がいのある方たちが集まって、いろいろ活動されているようなグループもいくつかございまして、非常に有効に機能をしているなというふうに私どもは感じておりますので、そういう輪が広がっていくような支援も今後必要なのかなというふうには思いますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（柴田喜八君） 上原豊茂君。

9番（上原豊茂君） 今、前向きにとらえれば、そういう踏み出しをするというふうに私はとらえたいと思っておりますけれども、このことは先ほどから申し上げていますように、ややもするとあとに置かれてしまうということがあります。でも、実際その状況に置かれている対象者にとっては、緊急を要する状況だというふうに思いますので、これはぜひ早急に取り組むという形で進んでいただきたいというふうに思います。

当然、これは今まで申し上げましたことと関連しますけれども、行政としての対応状況でありますけれども、今までの回答の中では、いろんな形で努力はしているということでもありますけれども、この行政としての対応については、様々な縛りをどう乗り越えていくのかということにかかっているというふうに私は思います。当然、ボランティアの人も含めて、民生委員の方々の情報も含めてどこまでそれを活用していけるのかと。その活用に向けての一つの方向を見出すのが行政の立場でないかというふうに思いますけれども、それに対する取り組みについてはどうお考えでしょうか。

議長（柴田喜八君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） ただいまのご質問につきましては、例えば民生委員とか、そういう持っている情報をどこまで活用できるかということでございますけど、今の時点で具体的にどういう情報をどういうふうな形で活用していくかというのはちょっと申し上げるのは非常に難しいところがあるのかなというふうにも思います。

それと前段言われました対象者は緊急を要する、早急な取り組みが必要であるということでございますけれども、確かにそういう大変な状況にある方々がいらっしゃるということも現実でしょうから、対応をしていく必要があるというのは先ほど申し上げたとおりでありますけれども、そこら辺につきましても、今後勉強をさせていただきたいということでご理解をいただきたいというふうに思います。

議長（柴田喜八君） 上原豊茂君。

9番（上原豊茂君） 前段の部分で勉強をさせていただくという回答がありました。これは私が言っているのは、勉強するような余裕がないのだということ为先ほどからずっと言っているわけでありまして、これはもうある意味では政治的な判断をしながら取り組むべき課題だというふうに思っておりますので、時間をかけないということを念頭に置いた対応をしていただきたいというふうに思います。

また、こういう様々な状況が出てくると、当然そこに事務的な処理ですとか、窓口としての対応ですとか、いろんな仕事が増えていくということになるかと思えます。そういう意味では、これらの私が今申し上げましたようなことが、実際に取り組むという形で考えますと、今のスタッフで十分対応できるのかどうか、その辺についての考えをお聞かせいただきたい。

議長（柴田喜八君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） その対応について、今のスタッフで対応できるのかどうかというお尋ねでございますけれども、確かに制度改正とか、ここ近年、何年かの間に様々な変化がございますけれども、非常に大変な状況もあるわけでございますけれども、例えば昨年設置しました地域包括支援センターとか、そこら辺が中心になりまして、相談業務なり、そういうような対応を現在図っているところであります。

ただ、今後、さらにそういう制度、状況の変化というのが出てきたときに、またそれで現状のままで対応できるのかという部分については、現時点でちょっとお答えはし兼ねるかなというふうに思いますので、ご理解をいただきたいと思えます。

議長（柴田喜八君） 上原豊茂君。

9番（上原豊茂君） 非常に財政状況等々も含めて、難しい問題があるかと思えますけれども、こういう課題については、例えば人的対応が必要だという状況であれば、それなりの対応を考えていくべきだというふうに思いますし、また先ほどから申し上げていきますように、ボランティアの体制づくり等も含めた対応がこれから求められるのではないかと。これらについて、様々な状況を情報として出さなければ、ボランティアの対応は難しいだろうというふうに思うわけでありまして。そういう意味では、最初の個人情報うんぬんということがネックになってくるかと思えますけれども、それらも含めてぜひ充実した対策を取っていただきたいというふうに思います。

この行政としての対応状況は、非常に難しいという状況でありますけれども、前向きに対応していただけるというふうに今までの回答は感触からして受け止めているところであ

りますけども、それが違ふとすればその辺の判断をいただきたいというふうに思います。

国が金を出したくないと、住み慣れた地域で生活させるのだという方向でありますけれども、実際には療養病床削減23万床を提案しておりますし、医療費の削減目標が8兆円で、老人医療抑制の中でそのうちの半分を目指しているというふうに示されております。なかなか今までの状況で入院をしていた方々を受け入れる状況整備ができていないというのが現状ではないでしょうか。

今日の道新にも療養病床削減の記事がありました。老健転換わずか8.5%、北海道においては8%という数字が示されております。そういう状況の中で、当然このことをしてわかるのはそれぞれの家庭に負荷するという形になろうかと思います。そういう状況の中で、一体どういう施策をとっていけばいいのか、その辺について考えをお聞かせいただきたいと思ひますし、今申し上げましたのは、老人介護、高齢者介護の関係でありますけれども、障害者の自立地域社会への移行の関係では、道は施設入所者の14%を削減するという数値を示しておりますし、当然そのことは先ほど申し上げましたように、高齢者介護と同じように地域で受け入れ態勢をどうとらるのかということが求められているというふうに思ひます。これらについての考え方があればお聞かせをいただきたいと思ひます。

議長（柴田喜八君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） ただいまのお尋ねでございますけども、これらの施策を前向きに対応していけるのかということでございますけども、これは行政としてやっていく必要があるだろうなということでご理解をまずいただきたいと思ひます。

それから医療関係のお話もございましたし、それから障がい者の施設入所の削減の問題等々もございましたけれども、必要な医療や介護を受けることができないような状況になっては困るというのは、これはもう皆さん共通の認識だと思ひますので、今この少なくとも医療の部分、例えば入院の状況整備とかというお話に対して、今お答えできる材料は持ち合わせてございませんけれども、例えば障がい者の施設から道では14%削減を目指しているとかいうことでございますけれども、現実にはそういうふうに施設から地域に戻らなければならないような状況が発生したときには、訓子府町単独でそこら辺のところへやっていくというのは、非常に難しい部分もあるのかなというふうに思ひますので、これはこの地域北見市を中心とした広域的な取り組みをしていかなければならないだろうというふうには考えております。ただ、障害者自立支援法が施行された段階で、国のほうの施設入所者の削減目標7%というのが出されましたけれども、最近になりまして国のほうもちょっと方向が変わってきたというか、あまりにもその法の施行があまりにも厳しいという批判を受けて、最近ではその5年間の猶予期間を設けているとはいえ、その5年経ったから施設から出なさいと、そういうような厳しい対応は取らないというふうにも国の言い方も変わってきておりますので、そこら辺のところは今後の推移を見守っていく必要があるだろうというふうに思ひます。

議長（柴田喜八君） 上原豊茂君。

9番（上原豊茂君） 国の方向が変わってくるということでありますけども、あくまでも経過措置でないかと。根本的な部分を変えようとしているわけではないというふうに認識をしておかなければならないというふうに私は受け止めております。そういう意味では、先ほども申し上げましたように、療養病床の削減等々について、当然病院自体が運営でき

ないという状況の中ではどんどん減っていくわけです。最終的には、行き場を失うという状況が出てくるのではないかと。

障がい者については、施設入所者経度の人たちについてはどんどん退所させるという考えでいきますと、これも実際にうちの町のそういう状況に置かれている方の言葉でありますけれども、「まだ私は何とかなる。でも、私に何かがあったときにどうなるんだろう」という不安を抱えているわけです。そういう意味では、そういう状況に置かれている人たちの切羽詰まった状況をしっかり受け止めて、地域自治体としてどういう対応ができるのかということをしかりと打ち出していく必要があると思うのです。

先ほどから言っていますように、個人情報保護法なるものですべてを縛ることによって、その人たちの悩みを解決してやることできないということ自体はどうなのだろうと。それを乗り越えていくことが地方自治体としての使命でないかというふうに感じるわけですが、その辺についての対応についてはいかがお考えでしょうか。

議長（柴田喜八君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） これから福祉施策について、どういうふうに対応をしていくかということしかり考えなければならぬということ、全くおっしゃるとおりであります。ただ、今おっしゃられたその個人情報保護法があるがゆえに、そういう対応を確か縛りはかかっています。縛りはかかっていますけれども、そのことによってお年寄りとか、障害のある方に対する行政としての施策ができないと、そういう認識を持ってごさいません。確かに、難しいところもごさいます。先ほども申し上げましたように、法律を逸脱しない形のやりかた方というのは、考えようによってはいろいろあるでしょうし、今までも進めておりますし、今後もそこら辺のところはお年寄りやそれから障害のある方、それからその介護をされている家族、そういう方たちが地域の中で暮らしていけるような対応をとっていくというのが行政の役目だというふう認識をしております。

議長（柴田喜八君） 上原豊茂君。

9番（上原豊茂君） 今、法的縛りの中でできないということはないのだと。私が申し上げましたように、それをクリアしていくのが自治体としての使命だというふうにお答えいただきましたので、極めて安堵したところありますけれども、しかしながら、これからの福祉制度というのが介護保険と障害者施策の一本化ですとか、「地域のコミュニティが最大の社会保障制度です」というような示しもあります。これらについて、例えばこのあと介護保険と障害者施策との一本化がどう進められようとするのか、そういう形が起こっていくというふうにとらえ、このあとの対策を考えなければならぬのか、その辺についてお考えをいただきたいと思うのと、「地域のコミュニティが最大の社会保障制度です」というふうに示されておりますけれども、それについて自治体としてどのように進めようと考えているのかお聞かせをいただきたい。

議長（柴田喜八君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） ただいま言われましたその「地域のコミュニティが最大の社会保障制度」だと最近言われていますし、私もそのとおりだなというふうに思います。最近使われる言葉によく「協働のまちづくり」というような言い方がよくされますので、そこら辺のところは本当に財政状況が厳しいこういう地方自治体の今の環境の中では、本当にそういうこと積極的に進めていかなければ、本当に自治体としても成り立っていかな

いのかなというそういう心配もございますので、訓子府町における例えば町内会ですとか、自治体、実践会ですとか、そういうようなところとの連携も非常にこれから必要になってくるかなというふうに思います。

それと、介護保険と障害者施策の一本化に対する考えということでございますけれども、話としてはそういうふうな将来的にはそうなるだろうなということでは言われております。ただ、これは具体的にどういうふうになっていくのかというのが、まだ全く国のほうでも示しておりませんし、そこらのところは見えないということで、その対策を今どういうふうに考えていくのだというふうにちょっと言われましても、ちょっとお答えすることは難しいのかなというふうに思いますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（柴田喜八君） 上原豊茂君。

9番（上原豊茂君） 様々な変化がこれから起きるといふふうに、総じてとらえておきたいと思いますが、ぜひいずれにしても、現実悩んでいる人がいらっしゃるわけですから、それに対する対応を行政として取るということでは考えていただきたいと思いますが、最後に確認という意味で、先ほどから申し上げましたその様々な状況の中に置かれている、問題を抱えている人たちの連携を取れるような情報の把握、また体制づくりというものに踏み込むといふふうにとらえてよろしいのでしょうか、その辺のお答えをいただいで私の質問を終わりたいと思います。

議長（柴田喜八君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） そういう連携をとっていくということが、非常に重要なことだといふふうに思いますので、今ここで私が「明日からやります」ということをちょっとお答えするのは難しい部分もございますけれども、前向きに検討をさせていただきたいといふふうに思います。

議長（柴田喜八君） 上原豊茂君。

9番（上原豊茂君） 以上で終わるわけですが、前向きということが本当の意味の前向きという形になることを希望します。

以上です。

議長（柴田喜八君） 上原豊茂君の質問が終わりました。

ここで午前11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時10分

議長（柴田喜八君） 休憩前に戻り会議を再開いたします。

次は12番、小林一甫君の発言を許します。

小林一甫君。

12番（小林一甫君） 通告に従いまして、一般質問をさせていただきたいと思います。

まず、1点目につきましては、住民基本台帳ネットワークシステムの必要性についてであります。

住民基本台帳ネットワークの機器の更新には、多額の経費がかかり、利用する人が少なく、町の財政が厳しいことを考えると見直しが必要だと思いますけれども、所見をお伺い

たしたいと思います。

議長（柴田喜八君） 町長。

町長（深見定雄君） ただいま、住民基本台帳ネットワーク事業についてのご質問をいただきました。

住民基本台帳ネットワークの機器更新について、町の厳しい財政状況を踏まえ、見直しが必要とのお尋ねですが、議員もご承知のとおり、住民基本台帳ネットワークシステムにかかる住民基本台帳法が平成11年8月に改正され、本町につきましては、議員の皆様のご理解をいただき、平成13年に電算機器類の整備をしまして、平成14年8月から本格稼働し現在に至っておりますが、この事業の導入にあたりましては、整備費用及び機器のリース料も含めて、地方交付税措置がなされている事業であります。

この度、平成19年度予算で、機器の更新のための予算を計上させていただいておりますが、この機器の更新につきましても、交付税措置がなされることとなっておりますので、町の財政に与える影響は少ないものと考えております。

住民基本台帳ネットワークシステムにつきましては、昨年も小林議員から離脱または一時休止できないのかとのご質問をいただいておりますが、現在、住基カードの発行だけでなく、国または道の機関で本人確認情報として活用されておりますし、自治体としても、住民移動に伴う市町村間の事務の効率化や国民年金の対象者報告が不要になるなど事務処理の効率化が図られており、今後におきましても、平成20年度からスタートする「後期高齢者医療制度」での被保険者の資格管理、それから保険料賦課を行う広域連合に対して、住基ネットによる情報提供が必要になってきます。

また、町民の利用につきましては、住民票をどこの町でも申請により交付されますし、年金の裁定請求やパスポートの申請、国家資格の更新などは、住民票の添付がなくなりました。

さらには、年金受給者については、毎年、現況届による報告が必要でしたが、現況届に住民コードを記入し報告することで、今後提出の必要がなくなるなど、町民にとりましての利便性が徐々に増えつつあります。

このように、町及び町民の皆様のご利便性などを考えますと、今後も事業の継続は必要であるものと判断しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（柴田喜八君） 小林一甫君。

12番（小林一甫君） ただいま、ご答弁をいただきました。

住基ネットにつきましては、継続が必要であるというような答弁もいただいておりますし、地方交付税の中で処置をされるということも、ただいまの答弁でお答えをいただいております。

若干、私の考え方も踏まえて、再質問をさせていただきたいと思います。

本年は、国の指導に基づいて、パソコン機器を更新するという事業が取り入れられますけれども、既存の機器の解体、修理も含めての事業費が計上されております。昨年は、保守点検で173万円、借上料で399万円、572万円の計上でありました。今年度は、機器の保守点検業務は172万円、先ほど申し上げました更新事業ということで、625万円、合計で797万円が計上されております。

今回の事業については、セキュリティー対策を重点においた事業であると同っております。

す。しかしながら、毎年多額の経費が計上されておりますけれども、サービスの利用度からみると住基ネットの必要性に疑問を感じているのは私ばかりではないと考えております。現況、住基ネットのサービスの必要性、また新たなサービスの提供についての考え方の答弁をいただいておりますけれども、先ほど継続すると言っておりますけれども、またさらに見直しを考える時期にもあるのかなと私の考え方がそうありますので、再度この辺についてもお伺いをさせていただきたいと思っております。

議長（柴田喜八君） 町民課長。

町民課長（山川栄二君） 再度見直しを考える必要があるのではないかとというような質問をいただきました。この住基ネットワークシステム事業の継続を考えておりますのは、先ほども町長のほうから答弁を申し上げましたように、機器の更新にかかる経費につきましては、基本的には交付税で措置をされるというようなことから、町の財政に与える影響は少ないということが1点でございます。

それから、もう1つはこの住基ネットシステムの導入につきましては、住民基本台帳法というものが改正をされまして、いわゆる専用の電気通信回線を通じて、都道府県の使用する電子計算機に送信をするということが法律で義務付けをされた。市町村の規模でやるのではなくて、法律で義務付けをされたものであるということから考えますと、法律に基づく事業の実施でありまして、多少ご不満な点もあろうかと思っておりますけれども、法律を遵守するという立場で、今後も継続をしまいたいというふうに考えているところでございます。

もし、この事業を継続できないということになりますと、最初から住基ネットを取り入れている市町村の中で、まだ全国でこの事業取り止めた町村は1市町村もございませんので、そういうことから含めて、全国に大きな波紋を呼ぶことになろうかとも思います。

それから、住民にとりまして不利益が出てまいります。いろいろ今新たな取り組みもされておりますので、そういう意味では住民にとっても不利益が出てくると。例えば、1点目につきましては、住基カードは非常に件数が少ないということになっておりますけれども、昨年まで8件の住基カードの取扱い件数でしたけれども、今年に入りまして6件出てきております。合わせますと14件の住基カードの交付をしておりますけれども、この方たちが今利用していると、現実的にカードを利用しているという状況から考えますと、取り止めることによってその方たちに対する対応が迫られるということがあります。さらには、先ほども町長の答弁から申し上げましたように、平成18年12月から年金受給者の現況届、これは高齢者の1,000何百人おられると思っておりますけれども、これらの方が毎年現況届を提出しておりますけれども、今回一度の提出することによって、今後一切現況届の提出がいらなくなるということも考えますと、そういうことから考えますと、非常に今回の住基コードを確認しに来るお年寄りがたくさんおられまして、「来年からいなくなるんだね」ということで大変喜んでいただいている状況もあります。それを継続しないことになると、また毎年同じように現況届を50円切手貼って、お年寄りが郵便ポストに入れなければならないという状況が発生するというようなことから考えますと、非常に住民に不利益を生ずるのではないかと。

それから、さらには今後もさらにこの住基システムの利用の拡大が図られることとなりますので、正直申し上げますと住民にとって不便な町というイメージダウンにつながるの

ではないかというふうにも思っております。

以上でございます。

議長（柴田喜八君） 小林一甫君。

12番（小林一甫君） ただいま答弁をいただきましたので、今までの経過等、さらに新しい取り組みの部分については理解をさせていただきました。

私なりに勉強させていただいている部分もありますので、その辺も合わせて再々質問ということにさせていただきたいと思えます。

平成15年8月から第2次のサービス開始ということで、住民票の広域発行サービス、さらに転出手続き簡素化サービス、さらに転入通知などの住民基本台帳事務の市町村間のやりとりが住基ネットを活用してオンラインで行われるようになった。これも先ほど答弁の中にございました。

それと各種メリットがある住民基本台帳カードの発行が開始されたということでありませぬ。

さらに、平成16年1月には、公的個人認証サービスが開始されております。これはインターネット申請に本人であることを証明するため、必要な電子証明書の発行が地方公共団体で行うことができるということでありませぬ。

非常にいろいろなサービスが提供されつつありますけれども、本町のアクセス件数が、先ほど報告があったわけでありませぬけれども、昨年は8件、今年に入ってから6件、14件が利用されているということでありませぬけれども、私は今申し上げた何点かのサービスの中で、今回アクセスされたサービス、どのサービスにアクセスされているのか、どのサービスの利用度が高いのか、現況をお伺いしたいと思えます。

議長（柴田喜八君） 町民課長。

町民課長（山川栄二君） ただいまのアクセスの状況ということでございませぬけれども、これは住基カード利用者のアクセスの利用状況というふうにお聞きをしておりますけれども、これはカードを発行しておりますので、どのような形で本人が利用しているかは、ちょっと把握できる状況ではありませぬので、ご理解をいただきたいと思えます。

ただ、この住基カードにつきましては、いわゆる運転免許証と同じような公的な証明書ということになってございませぬので、例えば身分証明書の代わりになるですとか、あるいは郵便局、あるいは銀行口座の開設のときの証明書の添付が必要なときにも利用できます。いろんな意味で、このカードが公的な証明書として利用されているということはお聞きしております。

このカードにつきましては、住民票等につきましては、このカードを持っていなくても、他所の町で発行していただけますので、このカードの必要性はないわけでありませぬけれども、このカードの目的につきましては、いわゆる将来的にパソコンで申請して交付を受けられると、そういうことまでを想定したカードの作成でありませぬので、将来に向けての利用が期待されるというふうにご理解をいただければと思えます。

議長（柴田喜八君） 小林一甫君。

12番（小林一甫君） ただいま利用されている方は、ほとんどカードに対してのアクセスであるというようなことでありませぬ。

これからいろんな利用の仕方なり、また新しいサービスが出てくると思えますけれども、

この辺の部分で私が言いたいのは、「地方交付税で充当されるからいいのだ」ということではなくて、地方交付税というのは我々のやはり税金の中から出されている交付金でありますので、あまり利用の少ない事業に対しては、少し問題があるのかなというような感じを持っております。

しかしながら、少しでもやはり住民の方の利便性が良くなれば、その辺のことも解消できるのかなというような考えもあります。

そこで1点お聞きしたいのですけれども、先ほどから答弁の中に出ております地方交付税というような形の中で、経費が充当されるということでありまして、これは事業費だけなのか、また機器の保守点検業務も含めて充当されるのか、その辺のこともお伺いをいたしたいと思っております。

議長（柴田喜八君） 町民課長。

町民課長（山川栄二君） 地方交付税措置についてのご質問でございます。

今回、機器の更新をいたしますものにつきましては、特別交付税でその基本的な全額が措置をされるというふうにお聞きをしております。

保守点検業務につきましては、これまでも同様に一般交付税の中で交付税措置をされております。金額は明確ではございませんけれども、これまでも措置をされてきておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

議長（柴田喜八君） 小林一甫君。

12番（小林一甫君） ただいま特別交付税で事業分は充当されるということでありまして、昨日も議事が終了した時点で、これは雑談になる話なのですが、特別交付金で充当されると言いますが、「鉛筆をなめての数字あわせでないか」と、「本当のところはわからないのではないか」という話も出ておまして、「特別交付税の中でこの金額は住基ネットの部分だよ」というような明確に把握できるものがあるのかどうか、その辺ちょっとお伺いをしたいと思っております。

議長（柴田喜八君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） ただいま特別交付税の質問がありました。

特別交付税と言いますのは、ルールに基づいて交付されるもの。例えば、バスの生活交通路線の補助金ですとか、そういったものはルール上、全額出されるというふうになっております。したがって、今回のこの住基ネットの機器更新にかかる費用については、ルール計算によって交付されるものというふうを考えております。

議長（柴田喜八君） 小林一甫君。

12番（小林一甫君） ルール計算上、全額交付されるということでありまして、これ以上質問は控えさせていただきたいと思っておりますけれども、税金で充当される以上はやはり納得がいくようなそういう説明資料もいただきたいなというような、私なりに考えております。

それとセキュリティーの関係で1点だけお伺いしたいのですけれども、平成15年12月に長野県で住基ネットに侵入するハッカーの予防と言いますか、そういう対策の中で実験が行われた結果、入り込めないようなそういう高度なセキュリティーが確立されたと言っておりますけれども、現在不正アクセスが話題にのぼっていない関係上、たぶんないと思っておりますけれども、そういうものがあるのか、または国のほうからそういう指示があるの

かお伺いをいたしたいと思います。

議長（柴田喜八君） 町民課長。

町民課長（山川栄二君） 不正アクセスの関係でございますけれども、そういう状況が万が一発生した場合には、国のほうから早急に緊急に町のほうにも報告がくることになっておりますけれども、長野県以降の問題以降、不正アクセスの発生状況は今のところないというふうに判断をしております。

議長（柴田喜八君） 小林一甫君。

12番（小林一甫君） 不正アクセスがないということでありますので、安心はしておりますけれども、年々ハッカーの人たちについても、知識なり技術なり向上しておりますので、いつ侵入するかわからないというような状況にあらうかと思っておりますけれども、現時点では安心をするという部分のほうが多いということでありますので、これ以上は質問を控えさせていただきます。

最後になりますけれども、今後の全般についてでありますけれども、予算編成にあたって事業費は別といたしましても、保守点検に多額の費用が継続してかかるコンピュータに関係して、係わる事業につきましては慎重に対応をしていただきたいと、このように考えておりますので、このことについて何かお答えできるものがあればお答えをいただいて、これで終わりにさせていただきたいと思っております。

議長（柴田喜八君） 総務課長。

総務課長（山田日出夫君） コンピュータ全般に係わっての経費のご質問がありましたけれども、コンピュータの利便性については議員も私も共通する認識だと思っております。その安定した運営をしていくためには、所定の経費もかかるわけですし、安定的に安全にコンピュータシステムを稼働させるために必要な経費ということで、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（柴田喜八君） 小林一甫君。

12番（小林一甫君） それでは、次に質問を移らせていただきます。

公共施設の老朽化に伴う今後の対応策について、お伺いをいたしたいと思っております。

町内にある公共施設は、町民の方々の交流の場としての役目を果たしてまいりましたが、長年の使用で痛みが目立つ施設も出ております。

町内にある公共施設の補修、改築を含めて対策の考えはあるのかお伺いをいたしたい。

議長（柴田喜八君） 町長。

町長（深見定雄君） ただいま、公共施設の老朽化に伴う今後の対応策について、ご質問をいただきました。

町内の公共施設の補修、改築を含めた対策の考え方についてのお尋ねですが、主に老朽化している長寿会館、地域集会所などに限定してのご質問かと思っておりますので、その点に絞ってお答えをさせていただきます。

まず、長寿会館につきましては、昭和43年に町民の寄付などにより建設され、その当時から町内会連絡協議会が管理運営をし、建設後38年が経過しており、老朽化が進んでおりますので、町内会連絡協議会としましては、近い将来、施設の廃止を前提に中央長寿会の役員と他の公共施設の利用について協議をした経過がありますが、使用できる間は使わせていただきたいとの要望があり、当面は小規模な補修にとどめ、時期を見て施設の廃

止を検討しているとお聞きをしております。

次に、地域集会所等につきましては、それぞれ町内会等に委託して管理運営をしていた
だいており、補修等の経費は町で負担をしている状況であります。

長年使用しており、老朽化が進んでいる施設もありますが、改築をするには財政的にも
厳しい状況にあり、当面は補修により対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解
を賜りたいと存じます。

議長（柴田喜八君） 小林一甫君。

12番（小林一甫君） ただいま老朽化の施設に対してのご答弁をいただきました。

若干、再質問をさせていただきたいと思っておりますけれども、具体的に施設名と言いますか、
上げてもいいのかなと思っておりますけれども、まず、地域集会所の関係で鉄北地域集会所につ
いて、若干私なりに建物を見させていただいて、地域の方々からのご意見も頂戴しており
ますので、その辺について若干申し上げたいと思っております。

鉄北地域集会所につきましては、経過年数もかなり経っておりますけれども、最近にな
りまして床が抜けると言いますか、かなり壁との隙間が出ております。今、早急に手を打
たなければ、さらに補修に多くの金額がかかっていくのかなというような感じを思ってお
りますので、この辺につきましては早急に手を打っていただきたいと考えておりますので、
よろしくお願ひしたいと思います。

それと、先ほど長寿会館の件につきましても、ご答弁をいただいております。38年を
経過しているということでありまして、かなりの老朽化が進んでおります。連協の役員
の方々から手を引きたいというようなことも伺っておりますので、この辺のところにつ
きましては、町の財政が非常に厳しいという中で、どういう方向に持っていくのかわかりま
せんけれども、これから使えるだけ使って、その後考えるということでありまして、
これから総合計画も立てられております。また、その年次の中で検討をしていかなければ
ならない部分であろうと思っておりますけれども、この辺ももう一度近い将来手を付けるとい
うような具体的な考え方があれば、その辺も合わせてお伺いをいたしたいと思っております。

議長（柴田喜八君） 町民課長。

町民課長（山川栄二君） まず、鉄北地域集会所についてのご質問でございますけれど
も、確かに建設したのが昭和56年ですから、建設後25年経過をしている施設ござい
ます。若干の地域からの要望などを受けながら対応をしておりますけれども、今お聞きした
ように早急な対応が必要な場所があるとすれば私どもも現地確認しながら、その対応にあ
たりたいというふうに考えております。

それから長寿会館につきましては、これは将来的な話になりますけれども、基本的には具
体的な建設計画を持っているわけではありませんので、利用しているのがそのほとんどが
中央長寿会のお年寄りの方々利用しているのが実態でありまして、建物が古くなりまし
たら当然危険になりますので、他の公共施設へ移っていただくことも検討しなければなら
ないというふうに思っておりますし、時期をみて建物はやはり廃止をしていかなければなら
ないだろうというふうに、町のほうでも判断をしているところでございます。

議長（柴田喜八君） 小林一甫君。

12番（小林一甫君） 鉄北集会所と長寿会館の関係につきましても、時期をみて改修
ということ。また、鉄北地域集会所につきましては、現地を見て対応するということであ

りますので、私の考え方としては、少しでも早く手を打ったほうがよろしいのかなという
ような考えを持っております。

それと、これからのお話申し上げる部分は、教育長関係になるのかなと思いますけれど
も、質問書の中に載せておりませんでしたので、もしも教育長のほうからお答えできる部
分があればお答えをいただきたい。

北訓スポーツ広場というところに体育館がありますけれども、これは地域の方が運営・
管理行っていると聞いておりますけれども、現在に窓ガラスが割れたり、風が入るとい
うことで、窓一面にビニールを貼っておりますけれども、そのビニールもかなり破損してい
る状況であります。そういうところに対して、何か助成なりして、地域の方にまたビニ
ールを貼り直していただくとか、そういうような対策も必要かなと考えております。

それと、緑丘の史料が入っている学校の関係でありますけれども、外から見るともう本
当にひどい状況であります。2重の窓枠がありますけれども、外の窓枠がほとんど崩壊寸
前、1つは窓が下に落ちていて2重の意味をなさなかったというようなところもございま
すので、その辺の考え方、また建物というのは人が入らなければ、利用しなければ死んで
しまうと言われておりますので、今後どのような対策を立てていくのか、その辺お伺
いをいたしたいと思っております。

議長（柴田喜八君） 町民課長。

町民課長（山川栄二君） ただいま北訓体育館と緑丘生活館についてのご質問がござい
ました。

1点目の北訓体育館につきましては、私のほうからご答弁をさせていただきたいと思
います。この北訓体育館につきましては、北訓社会教育振興会のほうに昭和59年に無償で
譲渡をしているという施設でございます。町の財産から地域の財産に移っている建物で
ございます。この無償譲渡契約書の中には、用途廃止等の項目がございまして、不要とな
った場合は取り壊して撤去をしなければならぬと。その際に、町としてもできるだけの援
助はできるものとするというような内容の譲渡契約になってございます。近年、北訓社会
教育振興会のほうからも町に対して、「実はもう使用しないので取り壊したいのだけれど、
経費が大きくかかる」と、「それで町のほうにも何とかご援助をいただきたい」というよ
うな内容の要望も受けておりますので、今後、さらに北訓社会教育振興会のほうともご相
談をしながら、町としてどれだけの対応ができるかも含めまして、検討してまいりたい
というふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（柴田喜八君） 社会教育課長。

社会教育課長（佐藤明美君） もう1点目の旧緑丘小学校の校舎と言いますか、その部
分ですけれども、実はこれも今の北訓と同じように、昭和60年に地域と譲渡の契約をし
まして、建物自体は今体育館も含めて全部地域のものになっていると。

それで、現実的に破損した場合はどうかという部分の今の損壊状況というのは、再度
また確認させていただきましても、平成16年に実は台風の関係で屋根が飛んだとい
うような状況が現実的にありますので、その分についてはうちの歴史館の農機具等入っ
ていますので、その分は地域と話し合っ、地域のほうで直しいただいたのですが、その
経費については町で持っているというようなちょっと複雑な形ですけれども、町が実質
的に負担というか支援をして直している状況でございますので、建物の状況でどこまで修理の

中でできるかどうかわかりませんが、その部分については地域と話し合っ直していくとか、補修をするとかというのは協議していきたいと考えております。

議長（柴田喜八君） 小林一甫君。

12番（小林一甫君） ただいま北訓と緑丘の関係について、ご答弁をいただいたわけでありすけれども、地域の財産ということでありすので、私どもからとやかく言うこともできないのかなと考えておりますけれども、契約の中では不要になった場合は取り壊して、町としても経費をどのくらい援助できるかわかりませんが、経費を持つということでありすので、これからそのまま放置しておくとはやはり異常気象の中で強風が毎年訓子府にも吹くという形の中では、やはり不要になったものは早急に取り壊していかねばならないのかなというような考えを持っております。

また、緑丘の旧校舎につきましては、史料がたくさん入っていますので、あの辺の処分の仕方も含めて、今後やはり地域と話し合いをしていかなければならないのかなというような感じを持っております。

自分が答弁しているみたいな感じがしますけれども、そういう形の中で、やはり町としてできることがあれば早急に手を打たなければ何か被害があったときに批判を受けるのが町自体ですので、その辺も十分考慮に入れて対応をしていただきたいと思ひます。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきたいと思ひますけれども、最後にその辺も含めて何かあれば、老朽化の対応の仕方についてのお考えがあれば、最後にお伺ひして終わりにしたいと思ひます。

議長（柴田喜八君） 町長。

町長（深見定雄君） 今のお話を聞いておりましたけれども、緑丘生活館、これは非常に大事な史料も入っているというようなことでございます。

これから、確かに自然災害等も十分考えられるときでございますので、その対応については地元の皆様ともよく相談をさせていただいて、対応をさせていただきたいと思ひます。

議長（柴田喜八君） 小林一甫君。

12番（小林一甫君） 以上で終わります。

議長（柴田喜八君） 小林一甫君の質問が終わりました。

ここで昼食のため、午後1時まで休憩をいたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後1時00分

議長（柴田喜八君） それでは定刻になりました。

休憩を解き会議を継続いたします。

次は8番、小坂正利君の発言を許します。

小坂正利君。

8番（小坂正利君） 一般質問をさせていただきます。私は通告書にありますように、町の公共施設へのAEDの設置についてご質問したいと思ひます。

本文に入る前に、一言ご説明しておきますけれども、AEDとは最近新聞等では連載されて載っておりますから、もしかしたらご存知のことと思ひますけれども、一応AEDという

もののちょっと説明したいと思います。日本語に訳しますと、自動体外式除細動器と言います。

これは、皆さんはおそらく記憶にあると思いますけども何年か前です。皇族の高円宮さまがスカッシュ、テニスと卓球の合いの子みたいなスカッシュという競技をやっている最中に倒れまして、結果的には除細動器を使って蘇生措置を取ったそうなのですが、結果的には助からなかったということはあったのですが、そういうところで使われておりますし、皆様もある程度の年になりますと不整脈というのが出るとは思いますけども、不整脈の中には心房細動、それから心室細動。心臓は4つの部屋があって、右心室、右心房、左心室、左心房というのがあるのはすでにご存知のこととと思いますけども、その生命の維持に関係してくるといえるか、危険な不整脈というのは心室細動というものらしいのですが、それが規則正しい動きをしないで早く収縮するというのが心室細動ということで電気ショックを与え、元の心臓の動きに戻すのがAEDという機械でございます。

心臓停止の状態になった人に、自動的に電氣的ショックを与え、心臓を正常な動きに戻す装置を言います。

今までは、医師法の関係で医師、または看護師等に限って使用が認められておりましたが、平成16年7月より一般の市民にもAEDが扱えるようになりました。

生命の危機は時間、場所、年齢に関係なく突然に訪れるものであります。救急車が到着するまでは、これは全国平均ですけども5分ないし6分が必要とされています。一方、心停止に至ってしまうと、1分毎に10%ずつ救命率が低下するというデータが出ております。その場に居合わせた人の応急の仕方で大きく救命率が変化いたします。

日本における病院外での心停止は、年間で約2万から3万件と言われております。これは交通事故死の3、4倍になると言われております。

以上の観点から、町内の施設、学校ですとか、スポーツセンター、役場庁舎内等に早期AEDを設置すべきと考えますが、町長の考えをお伺いしたいと思います。

議長（柴田喜八君） 町長。

町長（深見定雄君） ただいま「町公共施設へのAEDの設置について」、お尋ねをいただきましたのでお答えいたします。

はじめに、「町内の施設等への設置の考え方」につきましては、議員ご指摘のとおり、突然の心臓停止の場合は早急な対応が必要であり、そのための手段としてのAEDの有効性は、私どもも十分認識しているところであります。

つきましては、厳しい財政状況ではありますが、導入方法や設置箇所、効果的な活用方法など含めて、前向きに検討してまいりますのでご理解賜りたいと存じます。

議長（柴田喜八君） 小坂正利君。

8番（小坂正利君） 大変失礼しました。通告に従って全部話していなかったので申し訳ございません。

救急車にAEDを搭載されていると聞いておりますけども、今まで数多くの町内での救急車の出動はされていると思いますけども、出動して現場への到着時間は平均してどれくらいかかるか教えてほしいのですが、例えば北見に近い訓子府なのですが、例えば居武士小学校までを仮定した場合、救急車の到達される所要時間はどれくらいになるのかお教え願いたい。

また、A E Dを使用して、救命措置をしたことはあるのか。これは救急車なのですが、その辺もわかれば教えていただきたいと思います。

議長（柴田喜八君） 町長。

町長（深見定雄君） 「救急車の到着時間」につきましては、救急車出動の要請を受けてから道道北見置戸線の北見市境界及び置戸町の境界までそれぞれ6、7分で到達いたします。

次に、「A E Dの救命措置」につきましては、平成13年の導入以来、4件の使用があり、搬送中のA E D措置により1名は救命されました。しかし、あとの3名はすでに重篤な状態であり、措置はしたものの病院入院後に死亡されたと伺っております。

いずれにいたしましても、住民が安全・安心して暮らしていけるまちづくりを進めていくことが必要と考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

議長（柴田喜八君） 小坂正利君。

8番（小坂正利君） 3月5日の新聞に、北見市のトレーニングセンターですとか、11施設への予算が提案されていると、この万が一に備えA E Dの導入ということになっておりますけども、これ見ますと常呂あたりはもうすでに設置しているようですけども、この近隣市町村を含めてA E Dの設置状況がわかれば教えていただきたいのですが。

議長（柴田喜八君） 総務課長。

総務課長（山田日出夫君） 近隣市町村におけるA E Dの設置状況ということでございます。

正式に調査したわけではございませんけども、私も新聞報道等の把握にとどまっておりますけども、ようやくこの地方において、北見市を皮切りにA E Dに対する配置なり、必要性を認識し出した時期だと認識しております。今後、徐々に導入が進むものと認識してございます。

議長（柴田喜八君） 小坂正利君。

8番（小坂正利君） 学校、教育現場への設置状況がわかれば、教えていただきたいのですが。

議長（柴田喜八君） 管理課長。

管理課長（平塚晴康君） 学校の状況でございますけども、平成18年度3月1日現在でございますと、管内小学校に3校、それから中学校に3校ということになってございます。

そのあと平成19年度予算を予定しているところが、すべての学校につくかどうかはわかりませんが、6市町村で予定をしているとお聞きしております。

それから、そのほかに社会教育施設につきましては、これは近隣の状況でございますけども、北見市には先ほど議員言われましたように、スポーツ施設に設置するというところでございますし、津別町につきましては、今のところ検討中ということでございます。それから、美幌町につきましても、現在1カ所で公共施設に付けておりますけども、それ以外はまだ検討中ということでございます。

学校につきましては、平成19年度で中学校だけ予算付けをするというようなことをお聞きしております。

それから、津別町は先ほど管内の状況を言いましたけども、津別の小・中学校について

は、平成19年度で予算措置するというごさいますし、置戸につきましては中学校1校、小学校は統合後ということでお聞きしております。

社会教育の状況は、平成20年度以降ということで、パークゴルフ場、それから総合スポーツセンターについて今検討中ということでお聞きをしております。

以上であります。

議長（柴田喜八君） 小坂正利君。

8番（小坂正利君） 今の学校に設置するところが増えてきたけども、これは文部科学省の指導なのでしょう。

議長（柴田喜八君） 管理課長。

管理課長（平塚晴康君） 今、文部科学省からは特設設置という指導は、今のところは来てございません。

ただ、消防行政のほうから設置ということで要請は来てございます。

議長（柴田喜八君） 小坂正利君。

8番（小坂正利君） AEDを使って、例えば救急救命処置法というのが、そういう講習は訓子府町で行ってはないと思いますけども、例えば心臓マッサージですとか、人口呼吸ですとか、そういうことでの救急救命法の講習をやったことがあるかどうか、ちょっとお伺いしたいのですが。

議長（柴田喜八君） 総務課長。

総務課長（山田日出夫君） うちの消防の救急救命士が講習と言いますか、指導をした実績はあります。

現在、積極的に今後も対応していくように、消防を中心に考えていると聞いております。

議長（柴田喜八君） 小坂正利君。

8番（小坂正利君） 今までのご答弁で、積極的に導入されるという雰囲気を受けましたけども、今年度の予算では処置されておられませんし、その小さな機械ひとつで大切な命を救えるということもございまして早急に導入をお願いしたいのですが、再度そのことについてお考えがあれば再度お願いいたします。

議長（柴田喜八君） 総務課長。

総務課長（山田日出夫君） 全体的なお答えになろうかと思いますが、今議員ご指摘のように、また最近の報道等でも私たちはこのAEDの有効性は非常に高いものと認識しております。特に、人のお集まりになる公共施設においては、今後積極的に導入を検討し、導入を進めていかなければならないという、今時点での認識は持っております。それに沿って対応をしていきたいと思っております。

議長（柴田喜八君） 小坂正利君。

8番（小坂正利君） 早急に設置のほうをよろしくお伺いしたいと思っております。

また、釈迦に説法になるかもしれませんが、AEDを使って例えば素人がやるわけですから救命できなかった場合、遺族に訴えられる心配はないかという素朴な質問があると思っておりますけども、これは救命行為が善意で常識的なものである限り訴えられることはないというし、罪にはならないという民法第698条、私これ見ていませんけども、そういうふうを書いてあるそうです。釈迦に説法で申し訳ありませんけども、早急に設置方お伺いしたいと思っております。

以上で、私の一般質問を終わります。

議長（柴田喜八君） 小坂正利君の質問が終わりました。

次は1番、田中與士信君の発言を許します。

田中與士信君。

1番（田中與士信君） 私は、今回の議会で大きく4点に分けて、質問の通告をしています。

まず、最初に断っておきますけれども、4点大きく通告していますが、結果としては関連するものと言いますか、そういう状況になることはどうしても否めないということで、それだけ踏まえてお答えをお願いしたいと思います。

まず、行革についてということで、ここにも書いてありますように、今政府から「地方公共団体の行革を進めなさい」というようなことで、再々度ですか今、ここにも書いてありますように、「新たな指針」ということで、平成18年8月31日付けで指針が出されています。現在、この指針に沿ったり、あるいは前回の指針に沿って、プランニングの作業や実施に向けた工程、あるいは具体的に取り組みを進めているというような状況でないかと思うのですけれども、単に数字あわせで成果だけ求めるということではいけないというふうに考えます。特に必要なのは、住民の目線で住民の利益にとってどうなのかと。自治体本来の使命から見て、必要な住民サービスをどうするかと。住民サービスを保障するための人員、あるいは組織なども含めた労働条件の確保は大丈夫かと。これらが十分検討されて、行政改革が行われるべきだと、基本的には私はそのように考えています。現在の取り扱いの状況について伺いたい。これがまず第1点。

それから、この指針の中で総人件費改革と称して、「今後5年間で国家公務員の定数を純減しなさい」と、「目標は5.7%です」というようなことで、目安として数字化されています。それ以降も、「同程度の純減を2011年まで続けなさい」というような内容になっていますけれども、現状と策定プラン、自然減の見込みや対応の方法、職員の年代の構成上の断層、あるいは谷間の発生で、今後の行政の管理、運営での支障要件としての不安材料は発生しないのかどうかという点を伺いたい。

それから、定数基準の見直しについて、よく吟味しますと「仕事をまず定数を見直すにあたって、仕事を減らせ」と、「見直せ」というように合わせて読み取れるのですけれども、現実に今の地方自治体が地方自治法に照らして、そのようなことが可能かどうかということも含めてどうなのかということを知りたい。それについて聞きたい。

それから、公務員の給与についてということで、人事院の勧告や期末、勤勉手当の支給月額、級別職務分類表に適應しない級の格付けや特別勤務手当の適正化など、指摘是正事項としているが、指摘事項に合致する事例はないかどうかということで確認をしたい。

それから、民間との較差是正が強調されています。今回の人事院勧告には、従来100人規模だったものが、「50人規模の事業所の人件費も調査対象にしなさい」というようになっていきますけれども、景気の動向の影響、地域格差が持ち込まれないかどうか、これについてどのように考えておられるか所見を伺いたい。

それから、特別職の退職手当の算定方式の指摘があるのですけれども、この指摘事項に合致する事例。これがあるのかないのか伺いたい。

それから、行政サービス改革についても触れられています。この中で、市場化テスト法

の活用、これが挙げられています。地方自治体の競争入札の対象業種として、特定公共サービス。ここに何点か書いてありますけれども、ここに書いてある6つの分野の書類。この交付の請求の受け付け、及びその引き渡しについて、今回の市場化テスト法によりますと民間事業者の委託の可能性が出てきた。先だって、小林議員からセキュリティーの問題で、住基ネットについて話がありましたけれども、これも住基ネット同様、個人情報保護の観点から問題が起きるのではないかとこのように考えるのですけれども、こちら辺についての所見を伺いたい。

以上です。

議長（柴田喜八君） 町長。

町長（深見定雄君） ただいま行政改革について、大きく4点にわたりお尋ねをいただきましたのでお答えします。

まず、1点目の総務省から示された「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための新たな指針」を受けての町の取り組み状況についてであります。本町の行政改革につきましては、平成13年7月に策定した「第3次 訓子府町行政改革大綱」をもとに事項別の推進計画を立て、町民の皆様の理解を得ながら、その影響にも配慮を進めてきたところでございます。

現在、国の指針を受け、その見直しを行うべく、訓子府町行政改革推進委員会を設置し、第4次の行政改革大綱の審議をお願いしたところであり、今月末にはその答申をいただく運びとなっております。

この答申を受け、行革の骨格である大綱を決定し、課長職等で構成する行政改革推進本部会議において、肉付け作業を進めていくこととなりますが、委員会審議の中でも住民の意見を反映させることが必要との意見が出されておりますので、今後作業を進めていく中で議員が指摘された事項も含め、検討すべきものと考えております。

次に、2点目で総務省の指針に沿い、平成23年度までの職員定員を純減5.7%とした場合に行政運営に支障が出ないかについて、お尋ねをいただきました。

本町の本年度当初の水道会計を含む定数内職員数は97人となっており、このまま定年退職者を不補充とした場合には、平成23年度で88人となり、減員数は人で9.3%の減となります。

これを年度別の退職者数で申しますと、本年度末までに退職する職員が7名、平成19年度末と21年度末の退職予定者が各1名となっており、新年度から激減することが確実であります。

新年度の予算におきましては、地域包括支援センターの専門資格を有する職員1名の採用を想定し予算計上させていただいておりますが、総体業務が減らない中で、職員数が減少していくことにつきましては影響がないとは言えませんので、行政サービスに支障が出ないよう、思い切った機構の見直しや事務改善に努めながら、一方では次代を担う職員を育成していく観点で、職員を補充していくことも必要であると考えております。

このことにつきましては、この4月に町長選挙がありますので、新しい体制の中で十分に検討されるものと思っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、3点目でお尋ねをいただきました「公務員給与」についてであります。本町における期末勤勉手当の支給月数や級別職務分類表の給料格付等で不適切な適用はございま

せん。

なお、特殊勤務手当につきましては、現在、感染症作業、除排雪業務、火葬取扱い、消防出動、野犬等処理、病死等人の取扱いが支給対象となっておりますが、支給実績や民間事業所の支給実態などから見直しが必要であると認識しております。

また、人事院勧告に係る民間事業所の調査対象を50人規模に拡大されることによる景気動向の影響と地域格差についてお尋ねをいただきましたが、本町は国家公務員の人事院勧告を尊重しておりますので、直接的な地域格差が反映されるというより、平均化された勧告の内容であると認識しております。

給与関係の最後にお尋ねのありました特別職の退職手当につきましては、本町は北海道市町村職員退職手当組合に加入しておりますので、その支給率は組合条例により定められております。

町長の支給率で申しますと、4年間、48ヵ月で任期満了の場合、退職時の給料月額21.252ヵ月分が退職手当として支給されることになっており、この支給率は、社会通念上、妥当な範囲であると認識しておりますのでご理解をお願いいたします。

次に、4点目でお尋ねのありました「公共サービス改革の市場化テスト法」についてですが、小規模市町村においてどれだけのメリットがあるのかわかりませんし、委託を行った市町村が最終責任を負うことになっておりますので、全国的な状況も見ながら慎重に判断すべきものと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（柴田喜八君） 田中與士信君。

1番（田中與士信君） まず、最初に給与の関係で再度伺いたいと思うのですが、特に訓子府がその問題があるということで今指摘をしたわけではないのですが、人事院勧告が規模の縮小を対象とした見直しをすると、民間と公務員の格差があると、その是正が大きな目的だというようなことであれば、特にこういう小さい自治体の中で給与の問題を議論するときに、公務員の給与水準が高すぎるということで引き下げが必要だという話が、いわゆる結果として民間の給与の水準を引き下げということを誘発する可能性があるのではないのかということが特に懸念されるのですけれども、そういう点でその低下の悪循環と、お互いに引き下げが引き下げを呼ぶというような悪循環を招く一つは弊害と。

それからもう一つは、都市部と農村部での悪循環と言いますか、そういうものも地域的な人事院勧告の基準が変わってくると、そういう問題も起きてくるということがあるのではないのかなというように考えるのですけれども、そういうことは当たらないのかどうか。特に、訓子府については、今年は選挙年ですから、特に公務員の給与について町民の中からいろいろ議論出ます。そういう議論の中で、どうも給与水準が高すぎるのではないかと。それがその行政運営を困難にしている一つの要因ではないのかという話がありますけれども、本来から言えばそういうサイクルになる可能性があるということも含めて、その給与水準を考えるべきだと私は思うのですけれども、これについて町としてのその所見を一つ伺っておきたいと。

それから、退職手当に絡んで伺いたいのですが、今回平成19年度の新しい予算書の中に、退職手当組合の負担金の支払いが1億を超える額で計上されています。本来これらの扱いは、一定のルールに基づいて長期共済の掛金という形で納められ、それが歳入歳出外の会計の中で処理をされると。そういう状況の中で退職手当組合が運営されている

のだと思うのですけれども、この1億を超える負担を必要とするという状況から考えますと、今回の手当組合に関わる指摘事項に該当する可能性もあるのではないのかなと考えるのですけれども、それらについての整合性、これについて伺いたい。

それから、なぜこのようなその正規のルールに基づいて、使用者分と個々の負担分の共済掛金を払って、退職に備えているのですけれども、なぜこのような事態が起こるのか、それについても説明をお願いをしたい。

以上です。

議長（柴田喜八君） 総務課長。

総務課長（山田日出夫君） 大きく私どもの給与の関係と退職手当の関係でご質問があったと思います。私どもの給与につきましては、本町においては、国家公務員に準じまして、人事院勧告が出されたその内容に準じて給与の対応を長年させてきていただいております。私どもの給料はそういった点では公務員的な観点から見ると、高くもなく低くもなくという状態で推移してきたかと大きくは思っていますけれども、一方訓子府町内的に見ますと、訓子府町内の民間にお勤めの皆さんと私どもの給与比較の中においては、私どもの給与が高い状況がやはり一方では正直言っているとあります。このこういう事実のほかに、私どもの町の財政の運営が一段と厳しさを増しているという状況がありまして、予算に占める人件費の割合も昔から見ますと相当シェアと言いますか、割合が大きくなってきているということも事実です。そういう中で、一方で私たちのこの給料を財政の状況に合わせて見直していかなければならないと思っていますし、国は削減を目標目的とした強い指導を近年強めてきております。我々の給料が下がれば、地域の中における、誤解を恐れずちょっとあえて言いますけれども、地域内の経済に与える状況もあるでしょうし、今議員がご指摘の民間の給与をやはり抑えていくという働きも一方では起きるかもしれません。これは事実だと思えます。でも、我々の財政、それと国の全体的な全国的な動き等々から言って、今のままの給料で推移していけるかどうかということは、はなはだ疑問な点もございます。仕事が減らない中で、給与を見直しをかけていくということは、近い中ではひょっとしたら避けられないことなのかなと認識もしております。ただ、これは働いている職員の生活もあるわけですから、私どもが一方的にどうこうということもまたできないわけですし、これこそ総体的にいろいろな観点から慎重に検討しながら、また当然町民の皆さん、議会の皆さんのご意見をお聞きしながら、拙速に陥らないように対応をしていく必要があるのかなと考えております。

それと、2番目の退職手当の負担金でございます。平成19年度の予算についてのお話がありました。退職金の仕組みにつきましては、負担金として納めているものがベースにありまして、これは普通退職と言いまして、自己都合退職と言いますか、普通退職をベースとした負担金が1本ありまして、もう一方では職員は大方は定年退職します。ほとんどは定年退職します。定年退職になると支給率が自己都合退職より高いものですから、その差額の部分を手当とするために事前積立というような、また別な負担金がございます、その負担金を実際の退職金と比較して足りない場合は3年度ごとに町政の負担金を納めると。やや複雑な仕組みになっているわけでありまして。

近年、町長の答弁でも申しましたように、非常に退職者が増えております。定年退職はおろか、いわゆる団塊の世代の職員退職もしますし、うちのがたまたまその前の年代の皆

さんも人数がいらっしゃって退職があり、団塊の世代の退職があり、近年非常に退職者が増えております。増えていることから、先ほどの仕組みから言って、この数年間の退職金の負担金が総額と言うか、増えているという状況にあります。退職金の仕組みについては、先ほども言いましたように、我々が加入しております退職手当組合の条例の中で定まっている率を支給しているということもありまして、一方では国が退職金を減らしたいという強い願いは重々わかるし指導も受けているわけですが、決まりに沿って対応させていただくということになるかと思えます。

今後におきましては、今年度末でまたたくさんの方々が辞めまして激減します。私が55歳で年頭になってしまいました、そこでの60歳から私の中に5年も谷間が生じるのかなというようなこともありますけども、職員はやっぱり一致協力して少ない数でがんばっていかざるを得ないのかなと考えております。

非常に複雑な退職手当の説明をうまくできなくて恐縮ですが、一時的な退職の増という特徴的な状況も表れてはおりますけども、決まりに沿って対応させていただきたいと考えております。

議長（柴田喜八君） 田中與士信君。

1番（田中與士信君） この指針で指摘されるような状況と言いますか、それとの関係で言えば、それらに該当する整合性のあるものはないということで理解してもいいのですね。あまりに時間がありませんので、次に進めたいと思うのですが、個人情報との関係。市場化テスト法による一般競争入札は慎重にしたいということで、規模から言いますと訓子府のいわゆる俗に言う「窓口」で現在まで扱っているようないろいろな交付関係の書類。これらを扱うようなことには、通常はなかなか民間の方がなるということには通常ならないと思うのです。ただ、過去に研修などで各地を歩いていますと、例えばものによっては郵便局で取扱いをします。あるいは、コンビニがたまたま郵便局と一緒にくっついていて、そこがやっているという例も確かにあったので、不特定多数のしかも公務員でないものがここに挙げてありますようないろいろな書類関係、特に所得証明書だとか、戸籍に係わることなどを扱うということは非常に問題があるというふうに私は考えていたのですけれども、そういう点で慎重に扱うと。たぶん訓子府の規模からいえないだろうということということだと思つたので、これで次に進めたいと思います。

次の事項で、「頑張る地方応援プログラム」ということで、ここにもありますように、いわゆる俗に言う「安倍プラン」と言いますか、「魅力ある地方へ生まれ変わるように」ということで、平成17年から平成19年の3年間、地方独自のプロジェクトの策定、公表を求めていると。

それで1点伺いたいのは義務なのか、選択なのか伺いたいと。

この支援制度は、3つに分類されています。

まず、交付税で対応するというのと、補助事業として採択をすると、各省庁が連携して評価できるものについては対応をします。3つに分類しているのですが、これらの中に具体的に9項目、こういうことでがんばってくれという内容のものがメニューとして出されているのですが、これで訓子府が9項目のうちどれかで、いわゆるこの事業の対象になる可能性があるかどうかという点で伺いたい。

それから、この予算は交付税特別会計で賄うというようになっていますので、この会計

の中でやり繰りをするということになりますと、決まっているところからこの部分が特定の地域に行くということになると。特に、この応援プログラムの中身を見ますと、過疎地はなかなか指標からいっても厳しいと、該当が困難でないかというように思います。裏を返せば、条件の不利な地域、この中央交付税の削減が結果として進むのではないか、ねらいはここにあるのではないかと思うのですけれども、これについての所見を伺いたい。

議長（柴田喜八君） 町長。

町長（深見定雄君） ただいま、「頑張る地方応援プログラムについて」のお尋ねをいただきましたのでお答えします。

まず、「地方自治体が策定するプロジェクト」について、義務か選択かのお尋ねをいただきましたが、基本的には市町村が取り組む事業に対し、特別交付税で支援するというものでありますので、選択できるものと理解しております。

また、頑張る地方応援プログラムの中で、9つのプロジェクトが例示されておりますが、いずれもソフト事業に対する交付税措置である可能性がございます。

現時点では、具体的な説明を受けておりませんので、明確なお答えはできませんが、町としては既存事業で取り込めるものについては、可能な限り対応してまいりたいと考えております。

なお、仮にソフト事業に対する交付税措置だとしますと、3,000万円という限度額は実態とかけ離れておりますし、3ヵ年継続での措置であることを考えますと、3年間事業展開をした後の事業調整をどのようにするのかといった課題もあると考えております。

この「頑張る地方プログラム」につきましては、交付税が別枠で増額されるものではありませんが、特別交付税の総額の中でルール計算されるものでありますので、ご指摘のあった条件不利地の交付税削減をねらったものとは言えないものと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（柴田喜八君） 田中與士信君。

1番（田中與士信君） できれば対応したいと言いますが、取り組みたいと言うか、取り込みたいという答弁でしたけれども、取り込めるとすればどれなら取り込めるのかと。9つのプロジェクトのうち、要するに特別交付税の3,000万円が収入として入ってくるような事業ということで、どの事業をみているのかという点について再度伺いたい。

議長（柴田喜八君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） ただいま「地方応援プログラム」の中で、取り込めるプロジェクトとして何かあるのかというお尋ねでございました。町長の回答の中にもありましたとおり、上限額の3,000万円というのはソフト事業での話ですから、非常にその金額に対しては全く手が届かないということで、まずご理解をいただきたいと思っております。

それで可能なものとして取り込めるものとしましては、金額はすべてわずかだと思いません。その中では、例えば子育て支援に係るものですか、定住促進に係るものだとか、そういったものはメニュー上では、何とか金額は万単位の金額になるかもしれないのですけれども、何らかの取り組みはできるのかなと。まだ具体的な道を通じた詳細の説明等がございませんので、何とも言えないのですけれども、いずれにしてもその実際にかかった経費に対する交付税措置だということでありまして、本町だけを見ると非常に効果の薄い部分が多いのかなというふうに感じております。

議長（柴田喜八君） 田中與士信君。

1番（田中與士信君） 結論から言えば、鳴り物入りでやっても、そう効果の上がるものでもありませんし、正直な話、行政的な恩恵もそう大きくなれないということで理解していいのですね。

次に、進めたいと思います。

議長（柴田喜八君） ちょっと休憩します。

ここで午後2時5分まで休憩といたします。

休憩 午後 1時52分

再開 午後 2時05分

議長（柴田喜八君） 休憩前に戻り会議を再開いたします。

田中與士信君。

1番（田中與士信君） 地方財政についてということで、通告をしています。一応文書で通告していますので、時間がありませんので要点だけかいつまんで質問をしたいと思えます。

新分権一括法の関係で、自治事務ということで執行基準を原則条例で定めると、あるいは変更するという仕組みになったということもあるのですけれども、それに絡んで伺いたいのですが、自治事務の性格で国の法律、制度に基づく仕事は広範囲にあるというふうに思うのですけれども、この2点目に指摘しているのも皆そうなのですけれども、ここらについて特に主に大きいものについて示していただきたいと。

それから2点目に、義務教育、保育行政、国保、介護保険は自治事務執行の基準を条例で定めることになりました。これは地方の裁量権の拡大ということに見えますけれども、しかしながら、国が基準を廃止すると、財政責任など、国の標準ナショナルミニマムの定めのない、国の責任放棄につながるかという点、この2点について伺いたい。

財政に絡んで、新型交付税について4点ほど通告をしています。ここに書いてありますように、いろいろ新しい交付税の仕組み、あるいは考え方について、ここに指摘しているようにいろいろな問題点があると。これらについて4点にわたってどのように考えておられるのか、所見を伺いたいと。まとめてすみませんけどお願いします。時間ありませんのでお願いします。

議長（柴田喜八君） 町長。

町長（深見定雄君） ただいま地方財政について、大きく3点のお尋ねをいただきましたのでお答えいたします。

まず、1点目の新分権一括法の関係につきましても、今後、国と地方の役割分担のあり方等について検討されることになっているようですし、具体的な情報も持ち合わせておりませんので、今のところお答えする状況にはございません。

ただ、議員ご指摘のように地方事務は広範囲になるものと思われませんが、一方では公務員数の削減も求められておりますし、それに対応できるような財源が移譲されるのかといったことを考えますと、厳しい対応が必要になる可能性が高いと言えます。

また、例示のあった義務教育等については、地域間格差が出ることは許されませんので、一定の水準が確保できるよう、国が責任を持って対応していくことが必要と考えております。

次に、2点目の「新型交付税」に関してのお尋ねですが、まず交付税の持つ財源保障機能を廃止する論調につきましては、地方にある市町村の財政構造や地方交付税制度の経緯と、その必要性を理解していない一部の方の無責任な発言であると思っております。

地方交付税の持つ財源保障機能と財源調整機能を堅持するため、引き続き全国町村会等の組織を通じ、運動を展開すべきものと考えております。

新型交付税につきましては、交付税総額を減額するものではありませんが、本町のように減額になる見込みの市町村と増額になる市町村に分かれます。

全国ベースでは削減にはなりません、議員ご指摘のとおり、財源保障機能に歪みが生じてくるものと考えております。

なお、本町における新型交付税の影響額を平成18年度の基礎数値を基に、単純に置き換えて試算した結果、1,000万円程度の減額となっております。今後、移行対象需要額の内容が変わる可能性もあると聞いておりますので、現時点での参考値としてご理解をいただきたいと存じます。

次に、3点目の新しい財政指標の公表についてであります。お尋ねのあった4項目のうち、実質公債費比率については、昨年9月に開催しました「まちづくり懇談会」、あるいは10月号広報の折込チラシですでに公表しており、本町の比率は16.9となっております。

なお、実質赤字比率、それから連結実質赤字比率、将来負担比率につきましては、いずれも総務省が進めております「新しい地方公共団体の再生法制案」の説明資料の中で、試算として示されたものであり、今後変更される可能性があるほか、計算に際しましては決算統計の数値を用いますが、まだ詳細項目が示されておられませんので現時点では計算できません。

基本的には、平成19年度決算分から公表されるようでございますが、いずれにしましても、道からの正式通知を受けた段階で計算したいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（柴田喜八君） 田中與士信君。

1番（田中與士信君） この地方財政について、2点ほど再度伺いたいと思います。

このように、ここ何年間の間にどんどん制度が変わったり、あるいは地方財政を取り巻く環境が悪くなるというような状況になってきています。私は、こういう状況を国の制度が変わるから仕方がないということで、単純に受け入れていいのかという点で最近疑問に思っています。

そういう点で、まず1点伺いたいのは、機会があるごとに住民の不利益や住民として納得のできないこと、そういうことに対しては声を出すと、あるいは間違いだという姿勢を示すと、こういうことが必要なのではないのかなというように考えます。

先ほど、町長から町村会などの会議などの機会に声を反映したいという答弁がありました。これも一つの方法には間違いありませんけれども、それだけでなく機会があれば中央省庁に行ったときに、関係省庁にその旨やっぱり地方の声、あるいは住民の声としての的

確に届けると、そういうことも必要なのではないかと、そういうことが行政を変えていく、あるいは国の政治を変えていくということにつながるのではないかと思うのですけれども、そういう姿勢で今後は町として、町長今期で退任されますので要求するわけにはいきませんが、首長としてはそういう姿勢で臨んでいただきたいと思うのですけれども、その点について首長でないとは答えられないのかどうかわかりませんが、姿勢として誰かが代弁していただきたい。

それから2点目は、今回もこのように制度がどんどん変わってきたと。しかし、こういう情報がなかなか入って来ないと。あるいは、法律が変わってもどんなふうになったかわからないというのが、特に議会などの中ではそういう状況になっていると。これの原因の一つは、地方財政が大変だということで、例えば備え付けの図書関係なんかにもなかなかお金が使えないということに大きな原因があるのではないのかなというふうに考えています。監視機能を強めると、あるいは議会が行政に大きな役割を果たすという点から考えても、やはり制度が変わったり、あるいは法律ができたりしたならば速やかに、そういう情報があるいは製本されたそれらの資料が議会に存在するという環境をつくってもらわないと、今のように定数が減っていくと、しかもなかなか勉強をする機会もないということになれば、ますますそういうことで町民から「何をやっているんだ」というようなことになる可能性もあるというふうに思いますので、削るところは削ってもかまわないのかもしれないかもしれませんが、やはりお金を使うところにはしっかりお金を使うということが必要なのではないかと思うのですけれども、財政担当としてはどのように考えておられるのか伺いたい。

それから、最後の地方公共団体の財政の健全化に係ることなのですけれども、まだ視野も切っていないと言いますか、視野の段階だと、計算もできないというお話でした。

実質平成19年度からこのような形で、一つは監査委員、あるいは議会、町民に財政の状況を公表しなければならないということになると思います。

今の町の財政状況から言いますと、基金を取り崩して運営をしていたり、一般会計と特別会計の間で繰り入れなどが行われていると、あるいは水道、下水道、あるいは介護、国保、老保、これらも含めて考えますと一般会計を除けば単独で、なかなか運営できる状況にない。そういうことを考えますと、すべての項目が計数整理で公表する対象になるというふうに思うのですけれども、その辺についてどうか所見を伺いたい。

議長（柴田喜八君） 町長。

町長（深見定雄君） 前段の部分だけ、まず私から答弁をさせていただきたいと思いますが、地方交付税交付金の関係。これはもちろん全国町村会等を通じて、そういう組織を通じて要請をすることももちろん必要だと思いますけれども、また今までの経験で言いますと、私は訓子府町の町長としてたまたま国のほうに行くこともありましたし、また全道的な組織の中でもいろいろな要請活動で農林水産省、あるいは今の国土交通省等にも行くことも結構あったわけなのですけれども、そうした機会にやはり個々の本町抱える問題等につきましても、具体的に直接担当の課長方に要請をさせていただいたりというような経過もございまして、そういった意味ではもちろんそうした大きな組織を通じてやることも大事ですけれども、今私が申し上げたような形で、個別に要請活動できる場所は本町として要請もするというようなことはこれは大事なことだと思っておりますので、今度新しく選

出された町長に対しても、このことについては強くお願いをしておこうと、そのように思っております。

議長（柴田喜八君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） 2点目以降について、お答えをさせていただきたいと思っております。

法律等でいろいろ昨今改正が進められておまして、正直申しまして私どものほうに流れてくる情報というのも本当ごく限られております。どちらかと言うとインターネットで収集したりするのがほとんどでございますけれども、例えば今回流れてきております新分権一括法の関係でも、情報としては来ておりますけれども、今年の秋ぐらいまでに地方制度調査会等で検討するだとか、そうした漠然としたものがほとんどでございます。ただ、そうは申しまして、こうした情報を議会のほうにお届けするという事は、過去あまりやっていなかったというご指摘は当たっておりますので、今後、議会の事務局とも相談をしながら、可能な限り情報のほうは議会に流していきたいというふうに考えております。

それと、3点目にお尋ねのありました地方公共団体の財政健全化の判断比率というのが新しく出てきております。町長の回答でもありましたように、今回4項目の設定がされておりますけれども、そのうち実質公債費率については、もうすでに公表済みだということで、残り実質赤字比率というのがございます。これは普通会計、訓子府町で言えば一般会計の実質赤字の比率を指すものでございまして、当然これは今現在赤字がないわけですから、これについては比率はゼロということになります。残り連結実質赤字比率、それと将来負担比率というのがございます。これはいずれも、国保、あるいは老健、介護と下水道も含めた特別会計。さらには、水道事業を含めたものを合わせた比率の計算をすることになっております。実際には、平成19年度の決算を受けての計算をして公表することになりますから、実際に公表されるは平成20年度以降になろうかと思っております。そういった状況でございまして、これから先、またいろいろ具体的にどういふこの数値を使って、こうした指数を計算するのかというのが示された時点で即計算をしながら、住民の皆様、あるいは議会のほうにも公表してまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（柴田喜八君） 田中與士信君。

1番（田中與士信君） あと6分しかありません。

今まで行革からはじまって、財政問題を含めていろいろ質問をさせていただきました。

基本的に、今後この訓子府の町がどのように変わっていくのか、どのように発展していくのかということは、国の行政の運営の仕方と言いますか、特に地方交付税に50%依存するというような財源体質から考えても、どうしてもその国に制約を受けざるを得ないという状況は紛れもない事実なのかなというふうには思いますけれども、そういう中でもやはりこの町の特異性と言いますか、特徴と言うか、そういうものを生かして町づくりを進めていくと。そういう点から言いますと、何がそれらに対応できるかと言いますと、人の力と言いますか、人が持っている力、能力、あるいは組織として団結して大きな力を生み出していくと、そのようなことだろうと思っております。そういう点で、確かに財政的には厳しくても、一生懸命制度も含めた勉強を怠らないように職員にはしていただきたいと。

それから、議会も監視機能をしっかり身に付けてように、ぜひがんばってほしいなど。

あわせて、町民も含めて町全体が一丸となって、新しいまちづくりに邁進をしていただきたいと。そういうことで、私が今回議会最後になりましたけども、最後質問するにあたっての希望でもあります。そういう点を踏まえて、ぜひ今後ともこのまちづくりのために、皆さんががんばっていただけることを最後をお願いをいたしまして、私の質問を終わりたいと思います。

議長（柴田喜八君） これにて一般質問を終了いたします。

散会の宣告

議長（柴田喜八君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

明日は午前10時からです。

散会 午後 2時26分